

小規模多機能・複合型サービス契約者が入院した場合の契約解除判断のめやす

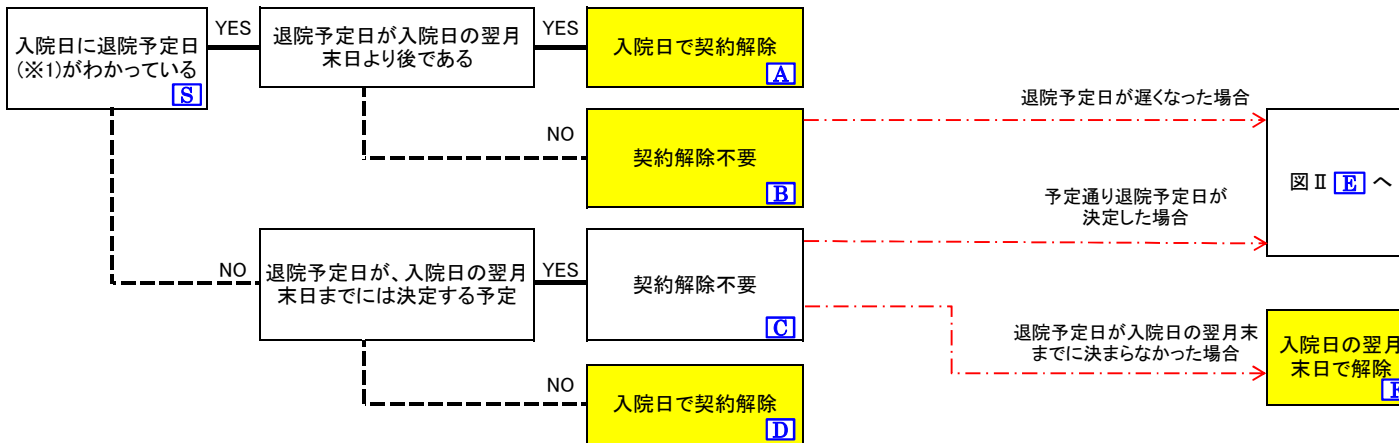
【国Q&A】(平成18年9月4日付「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A」問42)

Q: 入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護の算定は可能か。
 A: 登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることを配慮して、基本的には一旦契約を終了すべきである。

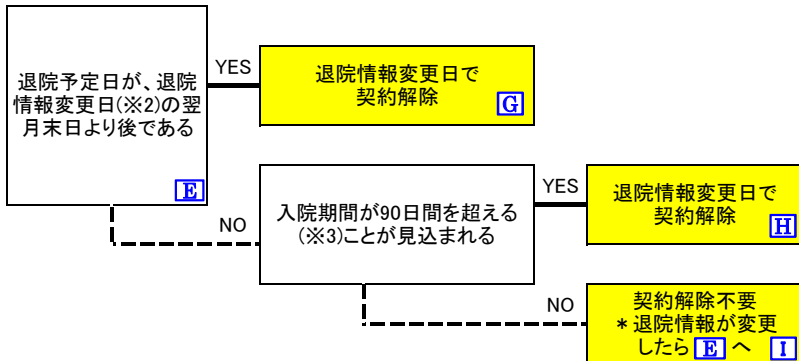
【本市の考え方】

月途中からの入院の場合も、基本的には一旦契約を終了すべきであるとする。しかしながら、入院時において、利用者・家族等の意向等を考慮し、例外的に契約を終了しない場合については、以下のフロー図に準じて取り扱われたい。
 なお、登録が継続していても、月を通じて入院している月については、介護給付費の適正化の観点から、報酬の算定は見合わせて頂く扱いとしている。

図Ⅰ：入院した際に確認



図Ⅱ：退院予定日に係る情報が変更した際に確認



《注意事項》

(※1)退院予定日…明確な日程に限らず、〇日間程度、〇ヶ月程度という情報を含む。

(※2)退院情報変更日…「未定だった入院期間に目処が立った」、「当初の退院予定日に変更があった」など、退院予定日に関する情報に変更が生じたことを親族からの聴取等より把握できた日を指す。

(※3)入院日を1日目として数える。

(☆)契約解除については、解除に至る条件等を契約書や重要事項説明書に明記し、予め本人・親族等によく説明しておくこと。

(☆)入院中においても、退院後の生活を想定しモニタリングを行う等、利用者に何らかの形で関わり記録を残すこと。